

【写】

村上市における貸家等の情報提供に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会村上支部（以下「乙」という。）は、村上市内の空家等を有効活用し、移住・定住を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互の連携、協力のもと、市内空家等の有効活用および流通促進や、貸家等の賃借希望者へ情報を広く届けることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 貸家等 市内に所在する建築物であって、乙が取り扱う居宅（共同住宅などは除く。）や店舗等をいう。
- 賃借希望者 本市で貸家等の賃借を希望する者をいう。
- 賃貸希望者 所有する物件の賃貸を希望する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行うものとする。

- 乙から提供された情報を集約し、ウェブサイト等へ掲載することで賃借希望者へ向けて情報発信を行う。
- 賃借希望者又は賃貸希望者から相談があったときは、乙を紹介する。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、次に掲げる情報を甲へ提供するものとする。

- 乙が取り扱う貸家等に関する情報
- 賃借希望者へ提供可能な賃貸物件に関する情報
- 賃貸希望者に対する支援情報

2 乙は、賃借希望者又は賃貸希望者から相談があったときは、支援に努めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を通じて知り得た秘密について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後に第三者に漏えいしてはならない。ただし、事前に本人の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（協定の解除）

第6条 甲は、乙が本協定に基づく業務を行わず、事業に支障をきたした場合は、当該団体との協定を解除することができるものとする。

2 甲は、前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体との協定を解除し、又は打ち切ることができる。

- その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- その役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の

運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、本協定に基づく業務において個人情報を取り扱う場合、関係法令を遵守し、管理する。

2 甲は、乙より個人情報の提供を受けた場合、個人情報の保護に関する法律及び村上市個人情報保護法施行条例を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

（法令の遵守）

第8条 本協定に基づく業務の実施にあたり、甲及び乙は、関係法令を遵守するものとする。

（合意管轄裁判所）

第9条 本協定に係る訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲又は乙のいずれかから何らかの申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項、本協定の内容変更が必要な事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

令和8年2月12日

甲 新潟県村上市三之町1番1号

村上市長 高橋邦芳

乙 新潟県村上市飯野三丁目10番8号
公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会村上支部

支部長 中山和久